



# 火災予防条例改正 令和8年1月より新設されます。 林野火災注意報・警報



令和7年2月26日、岩手県大船渡市の林野火災では、林野約3,370ha、住宅90棟が焼失するという甚大な被害が発生しました。また、昨年末から今年春先にかけ、宮崎市鏡洲地区をはじめ県内外で林野火災が多発しました。このような事態を踏まえ、林野火災予防を目的に火災予防条例が改正され、令和8年1月1日から、**林野火災注意報・林野火災警報**の運用が開始されます。

発令された場合、「火の使用の制限」について、林野火災注意報の場合は努力義務、**林野火災警報の場合は義務**が課せられます。

【発令範囲】西臼杵管内全域

【発令期間】1年間通して

発令時には、

消防車両などでパトロール・巡回広報  
消防署等での看板掲出、防災無線

などを行います。

ご理解とご協力を宜しくお願いします！



## 林野火災注意報

努力義務

以下の①または②のいずれかの条件に該当する場合  
① 前3日前の合計降水量が1mm以下かつ前30日間の合計  
降水量が30mm以下  
② 前3日間の合計降水量が1mm以下かつ乾燥注意報が発表  
※ただし、当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合で  
消防長が認める場合は、この限りではない。

〔気象状況の悪化〕

## 火災予防条例第40条による「火の使用の制限」

- 1 山林、原野等において火入れをしないこと。
- 2 煙火を消費しないこと。
- 3 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- 4 屋外においては、引火性又は爆発物の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- 5 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて管理者が指定した区域内において喫煙をしないこと。
- 6 残火（たばこの吸殻を含む）、取灰又は火粉を始末すること。

※煙火とは花火のこと

## 林野火災警報

義務

林野火災注意報発令中において、**強風注意報**  
が発表された場合

## 林野火災警報の発令中、「火の使用の制限」に従わなかった場合

林野火災警報の発令中、「火の使用の制限」に違反した者  
に対して、**30万円以下の罰金又は拘留**に処することが消  
防法で定められています。

## その他の主な改正内容

### たき火の届出制度について（改正条例第81条関係）



従前から、「火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為」をする者は、事前に消防長への届出が必要になりますが、その行為の中に、「たき火」が含まれることが明確になりました。たき火行為を把握し、消火準備等の防火指導につなげます。

### -お問い合わせ-

西臼杵広域行政事務組合消防本部

総務課予防係 (0982)82-2900

西臼杵広域行政事務組合ホームページ

<http://www.nishiusuki119.jp/>

